

むじなの御所^{ごしよ}

市指定有形文化財（考古資料）

赤湯から弁天橋を通過して松沢地区に入る入口に、洞のある大きな岩があります。周辺の人々は、昔からこの岩を「むじな（※1）の御所」と呼んで大事にしてきました。

「むじなの御所」の西面の下部に2基の板碑（※2）を横に並べた双式板碑^{そうしきいたび}と呼ばれる供養碑が彫られています。屋根が三角形の板石による供養碑で、現在における供養の際に使用される木製の板塔婆^{いたとうば}（※3）にあたりますが、こうした石の供養碑は、鎌倉時代や室町時代に武士や有力農民などによって建てられました。三角屋根の下は、額部^{がくぶ}という突き出た部分があり、その下に金剛大日如来の種子^{こんごう}（※4）である「バン」という梵字^{ぼんじ}（※5）が薬研彫り^{やげんぼ}（※6）され、中央に「建武二年十月一日」と彫られています。

建武という年号は、後醍醐天皇の勢力が鎌倉時代を滅ぼし、天皇中心の政治体制を復活させた「建武の中興^{ちゆうこう}」の時の年号です。その後、これに反対する足利尊氏の北朝政権と後醍醐天皇の南朝政権とで国内を二分しての争いがおきました。

南朝政権は、建武2（1335）年に、屋代庄の地頭に楠正成^{くすのきまさしげ}を任命し、屋代庄を支配する新田兵部^{にったひょうぶ}に代官をするように命令しています。松沢地区には南朝年号の「元弘三年」と記された板碑がありますが、一方で池黒地区には北朝年号の正慶^{しょうきょう}を用いた板碑があり、南朝と北朝とが混沌とした時代であったことが見てとれます。また、松沢地区が現高畠町の屋代庄域であった証拠といえるかもしれません。このような意味でも貴重な文化財です。

※1＝アナグマ、タヌキのこと。

※2＝板状に加工した石材に文字を刻んだもの。

※3＝供養のため梵字や経文などを書いて墓に立てる細長い板。

※4＝如来や菩薩を像の代わりに刻したもの。

※5＝古代インドの文字。

※6＝断面をV字型に彫ること。

南陽市文化財保護審議委員 佐藤鎮雄

平成30年5月1日号 市報なんよう掲載

